

ばい煙発生施設に係る窒素酸化物排出基準一覧

令 別 表 第 1 の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排 出 基 準 値									
					昭和48年8月9 日までに設置さ れた施設	昭和48年8月10日か ら昭和50年12月9日ま でに設置された施設	昭和50年12月10日か ら昭和52年6月17日ま でに設置された施設	昭和52年6月18日か ら昭和52年9月9日ま でに設置された施設 ★昭和52年6月18日か ら昭和52年9月9日ま でに設置された液体燃焼 小型ボイラー ※4	昭和54年8月 10日から昭和 58年9月9日ま でに設置された施設	昭和58年9月10日か ら昭和59年9月9日ま でに設置された施設 ★昭和58年9月10日か ら昭和59年9月9日ま でに設置された施設	昭和62年4月1日以 降に設置された施設			
1	⑬	固体燃焼ボイラー 〔②～⑫以外〕	70以上 50～70 20～50 4～20 0.5～4 0.5未満	6%	400ppm	300ppm	300ppm	300ppm	300ppm	300ppm	300ppm	200ppm		
					420ppm	350ppm	350ppm	350ppm	350ppm	350ppm	350ppm	250ppm		
	⑭	排脱付液体燃焼ボイラー 〔原油タール 100万Nm ³ /h未満〕			450ppm	380ppm	350ppm	350ppm	350ppm	350ppm	350ppm	350ppm		
					480ppm	480ppm	480ppm	480ppm	480ppm	480ppm	480ppm	480ppm		
	⑮	液体燃焼ボイラー 〔原油タール ⑭以外〕			50～100 10～50 4～10 1～4 0～1	210ppm 280ppm	180ppm 280ppm	150ppm 280ppm	130ppm ★280ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm		
					180ppm 190ppm 250ppm	180ppm 250ppm	150ppm 250ppm	150ppm ★250ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm		
					250ppm 280ppm	250ppm 280ppm	250ppm 280ppm	250ppm ★280ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm		
	⑯	排脱付液体燃焼ボイラー 〔原油タール以外 100万Nm ³ /h未満〕			50～100 10～50 4～10 1～4 0～1	210ppm 250ppm 280ppm	180ppm 250ppm 280ppm	150ppm 250ppm 280ppm	130ppm ★280ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm		
					10～50 4～10 1～4 0～1	210ppm 250ppm 280ppm	180ppm 250ppm 280ppm	150ppm 250ppm 280ppm	130ppm ★280ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm	130ppm 180ppm		
	⑰	液体燃焼ボイラー 〔⑩～⑯以外〕	50～100 10～50 4～10 1～4 0～1	4%	180ppm 190ppm 230ppm 250ppm	180ppm 190ppm 230ppm 250ppm	150ppm 150ppm 250ppm 250ppm	130ppm 150ppm ★250ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm		
	⑱	液体燃焼ボイラー 〔⑩～⑯以外〕			50～100 10～50 4～10 1～4 0～1	180ppm 190ppm 230ppm 250ppm	180ppm 190ppm 230ppm 250ppm	150ppm 150ppm 250ppm 250ppm	130ppm 150ppm ★250ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm		
					※3、※5	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	250ppm	

○小型ボイラーに係る基準※5

令 別 表 第 1 の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (百分 率)	排 出 基 準 値											
					昭和60年9月9日以前に設置された施設				昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置された施設		平成2年9月10日以降に設置された施設					
1	⑯	ガス専燃焼小型ボイラー		6%	当分の間適用しない											
											350ppm					
	⑰	固体燃焼小型ボイラー 〔伝熱面積10m ² 未満〕			当分の間適用しない											
1	⑱	液体燃焼小型ボイラー 〔液体軽質燃料(灯油、軽油、A重油)、伝熱面積10m ² 未満〕			当分の間適用しない											
1	⑲	液体燃焼小型ボイラー 〔液体軽質燃料(灯油、軽油、A重油)以外、伝熱面積10m ² 未満〕			当分の間適用しない											

ばい煙発生施設に係る窒素酸化物排出基準一覧

令 別 表 第 1 の 	細 番 号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排 出 基 準 値						
					昭和48年8月9 日までに設置さ れた施設	昭和48年8月10日 から昭和50年12月 9日までに設置さ れた施設	昭和50年12月10 日から昭和52年6 月17日までに設置 された施設	昭和52年6月18日 から昭和54年8月9 日までに設置され た施設	昭和54年8月10日 から昭和58年9月9 日までに設置され た施設	昭和58年9月10 日以降に設置され た施設	
2	①	ガス発生炉、加熱炉		7%	170ppm					150ppm	
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)		7%	360ppm					150ppm	
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上 1未満	15%	540ppm			220ppm 540ppm	220ppm		
	②	焼結炉 (①以外のペレット焼成炉)	1以上 1未満	15%	300ppm			220ppm 300ppm	220ppm		
	③	焼結炉 (①~②以外)	10以上 1~10 1未満	15%	260ppm 270ppm 300ppm			220ppm 300ppm	220ppm		
	④	アルミナ製造用か焼炉	1以上 1未満	10%	350ppm			200ppm 350ppm	200ppm		
	⑤	か焼炉 (④以外)		10%	200ppm						
	⑥	焙焼炉		14%	250ppm					220ppm	
4		溶鉱炉		15%	120ppm					100ppm	
5		金属溶解炉 ※6		12%	200ppm					180ppm	
6	①	ラジアントチューブ型 金属加熱炉	10以上 1~10 0.5~1 0.5未満	11%	200ppm		100ppm 150ppm 200ppm	100ppm 150ppm 180ppm	150ppm		
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上 1~10 0.5~1 0.5未満	11%	当分の間適用しない		100ppm	100ppm 180ppm 150ppm 180ppm	180ppm		
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上 1~10 0.5~1 0.5未満	11%	160ppm 170ppm 200ppm		100ppm 150ppm 170ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	180ppm		
7	①	排脱付石油加熱炉	4以上 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	170ppm 180ppm 190ppm 200ppm	170ppm	100ppm 150ppm 190ppm 200ppm	100ppm 150ppm 190ppm 200ppm	100ppm		
	②	エチレン分解炉	4以上 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	170ppm 180ppm 190ppm 200ppm		100ppm 150ppm 180ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	180ppm		
	③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	170ppm 280ppm 180ppm 200ppm		100ppm 150ppm 180ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	180ppm		
	④	エチレン独立過熱炉	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	170ppm 180ppm 200ppm		100ppm	100ppm 150ppm 180ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	180ppm	
	⑤	エチレン独立過熱炉、 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	170ppm 430ppm 180ppm 200ppm		100ppm	100ppm 150ppm 180ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	180ppm	
	⑥	石油加熱炉 (①~⑤以外)	4以上 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	170ppm 180ppm 190ppm 200ppm	170ppm	100ppm 150ppm 180ppm 200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	180ppm		
8		触媒再生塔		6%	300ppm					250ppm	
218		燃焼炉		8%	300ppm					250ppm	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリー)		15%	300ppm					250ppm	
	②	セメント焼成炉(湿式)	10以上 10未満	10%	当分の間適用しない		250ppm	250ppm 350ppm	250ppm		
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上 10未満	10%	480ppm		250ppm 480ppm	250ppm 350ppm	250ppm		
	④	耐火物原料、耐火レンガ製 造用焼成炉		18%	450ppm					400ppm	
	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造 用溶融炉		15% (注)	400ppm					360ppm	
	⑥	プリント、光学ガラス、電気ガ ラス製造用溶融炉		16% (注)	900ppm					800ppm	
	⑦	その他ガラス製造用溶融炉		15% (注)	500ppm					450ppm	
	⑧	その他焼成炉、溶融炉		15%	200ppm					180ppm	

令 別 表 第 1 の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残存 酸素 濃度 (%)	排 出 基 準 値						
					昭和48年8月9 日までに設置さ れた施設	昭和48年8月10日 から昭和50年12月 9日までに設置され た施設	昭和50年12月10日 から昭和52年6月 17日までに設置され た施設	昭和52年6月18日 から昭和54年8月9日 までに設置された 施設	昭和54年8月10日 から昭和58年9月9日 までに設置され た施設	昭和58年9月10 日以降に設置され た施設	
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		6%	200ppm					180ppm	
	②	硫酸カリウム製造用反応炉		6%	250ppm					180ppm	
	③	硫酸製造用反応炉 (NOx触媒)		15% ※7	700ppm					180ppm	
11		乾燥炉		16%	250ppm					230ppm	
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12%	900ppm		450ppm 900ppm		450ppm		
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12%	300ppm 900ppm		250ppm 900ppm		250ppm 700ppm		
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外)	4以上 4未満	12%	300ppm		250ppm 300ppm		250ppm		
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12%	当分の間適用しない		250ppm				
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙燒炉		14%	250ppm					220ppm	
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		15%	300ppm					220ppm	
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉 (④、⑤以外)		15%	120ppm					100ppm	
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱 滓処理炉 石炭、コークスを燃料・還 元剤とするもの		15%	450ppm						
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立 型蒸留炉		15%	230ppm					100ppm	
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		12%	200ppm					180ppm	
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製 炉 (アンモニアを還元剤とする)		12%	330ppm						
	⑧	乾燥炉		16%	200ppm					180ppm	
18		活性炭製造用反応炉		6%	200ppm					180ppm	
21	①	焼等製造用焼成炉		15%	200ppm					180ppm	
	②	焼等製造用溶解炉		15%	650ppm					600ppm	
23	①	ドリボリ磷酸ナトリウム製造用 焼成炉		15%	200ppm					180ppm	
	②	ドリボリ磷酸ナトリウム製造用 乾燥炉		16%	200ppm					180ppm	
24		鉛二次製錬等用溶解炉		12%	200ppm					180ppm	
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		12%	200ppm					180ppm	
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		12%	200ppm					180ppm	
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		0s	200ppm					180ppm	
	③	反射炉		15%	200ppm					180ppm	
	④	反応炉		6%	200ppm					180ppm	
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反 応炉		0s	200ppm					180ppm	
27		硝酸製造施設		0s	200ppm						
28	①	コークス炉 (オートー型)	10以上 10未満	7%	当分の間適用しない	200ppm 当分の間適用しない		170ppm			
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7%	350ppm	200ppm 350ppm		170ppm			

ばい煙発生施設に係る窒素酸化物排出基準一覧

令 別 表 第 1 の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	規 模 〔最大定格排 ガス量 万 Nm ³ /h〕	残存 酸素 濃度 (%)	排 出 基 準 値				
					昭和63年1月31日 までに設置された 施設	昭和63年2月1日 以後平成元年7月 31日までに設置さ れた施設	平成元年8月1日 以後平成3年1月 31日までに設置さ れた施設	平成3年2月1日以 後平成6年1月31 日までに設置され た施設	平成6年2月1日以後設置された施設
29	①	ガスター・ビン (ガス専燃のもの) ※9	4.5以上 4.5未満	16%	当分の間 適用しない	70ppm	90ppm	70ppm	
30	②	ガスター・ビン (液体専燃のもの及び 液体、気体混焼のもの) ※9	4.5以上 4.5未満	16%	当分の間 適用しない	100ppm	120ppm	100ppm	70ppm
31	①	ディーゼル機関 ※9	シリンダ径 400mm以上	13%	当分の間 適用しない	1600ppm	1400ppm	1200ppm	
32	②	ディーゼル機関 ※9	シリンダ径 400mm未満	13%	当分の間 適用しない	950ppm	1000ppm	600ppm	
31	ガス機関 ※9	重油換算 35t/h以上	重油換算 35t/h以上	0%	2000ppm	2000ppm	1000ppm	600ppm	
32	ガソリン機関 ※9	重油換算 35t/h以上	重油換算 35t/h以上	0%	2000ppm	2000ppm	1000ppm	600ppm	

※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が5,000kcal以下の中のものをいう。

※3 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が10.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のものは、適用除外される。

※4 液体燃焼小型ボイラーとは「最大定格排出ガス量が1万Nm³/h未満の液体燃焼ボイラー」をいつ。

※5 小型ボイラーとは「伝熱面積が10m²未満のボイラー」である。

※6 キュボラは除外される。

※7 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(NO_x触媒)の残存酸素濃度は、6%である。

※8 特殊廃棄物焼却炉とは、「二トロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を燃焼するもの」をいう。

※9 非常用の施設については当分の間排出基準は適用しない。

(注) 専ら酸素を用いて燃焼を行うものは、実測した窒素酸化物の量を次に掲げる式により換算した量とする。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s \times (1/4)$$

O_n=排出ガス中の酸素の濃度

C_s=規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの

(単位立方センチメートル) 残存酸素濃度(百分率)O_n